

第 1 4 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 2 7 日（火曜日）午後 2 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席 1 1 名／定数 1 1 名、農地利用最適化推進委員出席 8 名／定数 9 名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	永井是充	新美康弘
	金原節子	加藤浩孝	下島良一
	杉浦孝明	磯貝孝弘	

4. 欠席委員（農地利用最適化推進委員 1 名）

藤関弘之

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の選定について

第 2 （1）議案について (2 6 件)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件 1 件

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の件 2 件

議案第 3 号 農用地利用集積計画の件 2 3 件

（2）報告事項について (1 9 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 2 件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 7 件

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による届出の件 5 件

追加報告

報告第 4 号 生産緑地あっせん願いの件 4 件

報告第 5 号 生産緑地あっせん不成立の件 1 件

6. 事務局・説明員

局 長	生田和重	次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子
主 事	片山大輔	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまより「第14回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。13番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員11名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本委員会は成立していますことをご報告いたします。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、2番委員、3番委員にお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。 受付番号700番 〇〇町〇丁目〇〇番 現況畑 558㎡ につきまして △△町△丁目△△番地 △△△△さん から □□町□丁目□□番地 □□□□さん へ 所有権移転の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は、500,000円、坪単価は約2,900円です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は畑が5,717㎡、田の36,947㎡の合計42,664㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴60年の△△さんと、43年の妻、28年の子、26年の子、20年の子の妻の計5名です。 また、こちらの農地の通作距離は、車で3分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、△△さんが250日、妻と2人の子が120日、子の妻が100日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺の農地に悪影響を及ぼさないよう農薬の使用方法についても地域の防除基準に従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのことでした。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

	8月7日に、西端地区の会長、15番委員と事務局で、現場確認を実施しました。地図は、25ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。初めに、私から報告します。作付されていて草も処理されており、問題ないと思います。次に15番委員をお願いします。
15番委員	ナスや落花生など数種類の作物が育てられており、草も除草剤で始末されていきました。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2ページをお開きください。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、県許可についてです。 受付番号 701 番 〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇さんより △△町△丁目△△番△、畑、57㎡、につきまして、 隣地、〇〇町〇丁目●●番及び▲▲番と一体利用で、 住宅敷地への転用、建ぺい率46.5%、始末書付です。 申請理由としましては、本申請地は隣地の一体利用地とともに住宅敷地内の倉庫として昭和35年より利用しておりましたが、既存の倉庫が申請地に越境していることが判明しました。越境部分について農地転用許可を受けていないため、農地転用の許可をいただき登記地目を適法な状態にしたいとのことです。 申請地は現在、市街化調整区域内の農地、白地です。 申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。 この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。 申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。 以上のように、農地法第4条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。 なお、令和6年8月6日に、大浜地区の7番委員、9番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は26ページにあります。また、配置図は27ページにあります。以上です。 受付番号 702 番 〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さんより

会 長

7 番委員

会 長

9 番委員

会 長

3 番委員

会 長

会 長

議 場

会 長

会 長

事務局

△△町△△番、畑、248㎡、同じく▲▲番、畑、1.28㎡ 計2筆 249.28㎡につきまして、農業用倉庫等の建築です。

農業用倉庫1棟、建築面積25.08㎡、建ぺい率は10.5%、駐車スペース96㎡（2台分）及び資材置場54㎡です。

申請理由としましては、「農機具、工作物等を保管している既存の倉庫が、事業規模の拡大に伴い狭く効率が悪い体制で作業をしています。

農振農用地以外の世帯所有地である申請地にて農業用倉庫を新たに建築し、出荷作業も含めた作業効率をあげることが目的です。また苺の出荷に伴いトラック等の駐車場も必要となりますし、資材置き場は出荷用のパレットや包装資材の置き場として使用する予定です」とのことです。

申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。

この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。

また、申請書には、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上の様に、農地法第4条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和6年8月6日に、旭地区の3番委員、13番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は28ページ、配置図は29ページにあります。以上です。

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、701番について、7番委員お願いします。

古い小屋があって朽ち果てていて、きれいになるので良いと思います。

ありがとうございました。次に、9番委員お願いします。

現状倉庫として使われており、今後どのように使われるかわかりませんが特段問題ないかと思います。

ありがとうございました。次に702番について、3番委員お願いします。

現状はきれいに整地されていて特段問題ないかと思います。

ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

ございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議無し」の声）

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

4ページをお開きください。議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。

相対による貸借権設定は、合計件数20件、合計面積47,092㎡です。内訳は、畑47,092㎡です。所有権移転は、合計件数1件、合計面積1,937㎡です。内

訳は、畑 1, 937 m²です。

転貸による利用権設定は、合計件数 2 件、合計面積 3, 186 m²です。内訳は、田 3, 186 m²です。

以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の、第 1 号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

第 2 号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である

イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。6 番委員の案件を先決します。

会 長 6 番委員の案件は、受付番号 715 番です。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 6 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、6 番委員関連の受付番号 715 番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、19 番委員の案件を先決します。

会 長 19 番委員の案件は、受付番号 724 番、725 番です。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 19 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、19 番委員関連の受付番号 724 番始め 2 件は、原案のとおり決定しました。

会 長 それでは、先決 3 件を除く 20 件について、質疑に入ります。

 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

 議案第 3 号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 （「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 2 件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 7 件

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による通知の件 5 件

追加報告

報告第 4 号 生産緑地あつせん願いの件 4 件

	報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件	1件
	合計19件、一括報告してください。	
事務局	(報告)	
会長	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
会長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
会長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。	
会長	無いようですので以上をもちまして、第14回碧南市農業委員会を閉会とします。	

～午後2時50分閉会～